

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件について

令和 3 年 5 月 12 日
経済産業省産業保安グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」）第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『令和2年度第4回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、原因究明調査を行ったものの製品に起因して生じた事故かどうか依然として不明であると判断したので、製品安全に資する情報提供の観点から、不明の理由を付して公表することとします。

なお、事故原因は不明であるため、今後の事故の発生について注視し、必要に応じて対応を行うこととしています。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】消安法

（内閣総理大臣への報告等）

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
A201700838 平成30年3月6日(千葉県) 平成30年3月28日	電子レンジ	K04A-BK	バルミューダ 株式会社	(火災) 警報器が鳴動したため確認 すると、当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生してい た。	○当該製品で除菌容器に入れた哺乳瓶を電子レンジ出力600Wで5分間除菌し、当該製品が 停止したのを確認した後、外出した。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭の樹脂部品は焼失していた。 ○電源基板の焼損は著しく、平滑用コンデンサー等の部品が焼失していた。 ○インバーター基板の焼損は著しく基材が一部欠損していたが、残存する部品に出火の痕跡 は認められなかった。 ○残存する内部配線及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ○回転アンテナ駆動用モーターの電磁波ノイズで電子部品が誤動作し、オープン用ヒーター がオン状態となったことを想定して、同等品で再現試験した結果、庫内に入れた除菌容器が 過熱され出火した。 ●当該製品が加熱を停止したときに、回転アンテナ駆動用モーターからの電磁波ノイズで電 子部品が誤動作して、オープン用ヒーターのみがオン状態となり、庫内の内容物を過熱して出 火した可能性が考えられるが、当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があったことか ら、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201800576 平成30年12月15日(新潟県) 平成30年12月26日	電気冷蔵庫	NR-E430GV	パナソニック 株式会社	(火災) 当該製品内部を焼損する火 災が発生した。	○当該製品の冷蔵庫扉を食品の取り出しのため何度か開けた際、冷蔵庫天井部に炎を確認 した。 ○当該製品の外観に焼損は認められず、冷蔵庫天井部の断熱材に埋め込まれたLED照明 基板への配線及び周辺の断熱材樹脂のみ焼損していたが、配線に断線や熔融痕は認めら れなかった。 ○製氷室、冷蔵庫及びその他電気部品等に焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品外観、電源コード、プラグ等に焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、LED照明基板の配線から出火し、周辺の樹脂が焼損したものと推定される が、配線に絶縁低下の痕跡、断線及び熔融痕が認められず、製品起因か否かを含め、事故 原因の特定には至らなかった。	
A201900026 平成30年6月29日(茨城県) 平成31年4月9日	食器乾燥機	EY-FA50	象印マホービ ン株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は延長コードを介してコンセントに接続し、最後に使用してから7時間半後に事故 が発生した。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は底部を除き、ほぼ焼失していた。 ○ヒーター、モーター及び内部配線に出火の痕跡は認められなかったが、制御基板が回収さ れていなかったほか、制御基板に接続する配線が基板側で断線し、基板との接続端子が欠 損していた。 ○電源コードは被覆が焼失し断線していたものの、断線部に熔融痕等、出火の痕跡は認めら れなかった。 ○電源プラグ及び差し込まれていた延長コードに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認で きない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
A201900271 平成25年10月(大阪府) 令和1年7月16日	電動アシスト 自転車	A6D61	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、 右手首を負傷した。	○使用者は、当該製品で走行中にハンドルを取られるような感じで右側に転倒し、その際に 右手首が当該製品の下敷きになり右手首を骨折したとの申出内容であった。 ○ハンドルロックのケースは割れていなかった。 ○当該型式品のサークルロックのかんぬきが後輪の回転可能な状態まで開錠されても、サー クルロック内のスライダーの動きが悪かったり、連動ワイヤーに押しつぶされた箇所があつた りすると、ハンドルロックは内部のロックレバーが正常な位置まで戻らず開錠されない場合が あるとして2010年9月に設計変更を実施しており、当該製品は対策後のサークルロックであつ た。 ○ロックレバー、連動ワイヤー及びスライダーは廃棄されており、確認することができなかつ た。 ○サークルロックのかんぬきは、開錠時に上まで戻ることから、摺動性に問題は認められな かった。 ○ハンドルロックのロックレバー溝にロックレバーがこすれた跡はあるが、大きな接触痕は認 められなかった。 ○上玉押しにロックレバーの接触痕が認められ、リテーナーの鋼球と接触する面の一部に異 常な摩耗痕が認められた。 ●当該製品は、上玉押しとリテーナーの間に何らかの異物が侵入してハンドル操作が阻害さ れた、又はサークルロックとハンドルロックの連動機構に不具合が生じて、走行時のハンドル 操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックした可能性が考えられる が、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には 至らなかった。	
A201900344 令和1年7月20日(東京都) 令和1年8月6日	ノートパソコン	80E503FTJP	レノボ・ジャパ ン株式会社 (現 レノボ・ ジャパン合同 会社)	(火災) 当該製品のACアダプター及 び周辺を焼損する火災が発 生した。	○当該製品のACアダプターと電源コードの接続部から火花が散って出火した。 ○ACアダプターインレット部分の外郭樹脂が焼損し、端子金具のピンは根元部分が溶融し、 焼失していた。 ○電源コードコネクターの外郭樹脂は焼損し、端子金具のソケットは先端部分が溶融し、焼失 していた。 ○当該製品本体、DCプラグ、DCコード、電源コードの電源プラグは焼損していなかった。 ●当該製品のACアダプターのACインレットソケットと電源コードのACインレットプラグの接続 部において異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、異常発熱の原因が 不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201900422 令和1年8月8日(長野県) 令和1年8月29日	ノートパソコン	2325-ZCX	レノボ・ジャパ ン株式会社 (現 レノボ・ ジャパン合同 会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品を充電中、異音がして出火した。 ○当該製品はバッテリー取付部周辺が焼損していた。 ○本体及び付属のACアダプターに出火の痕跡は認められなかった。 ○バッテリーは、内蔵の円筒形リチウムイオン電池セル6個のうち、2個に著しい焼損が認めら れ、外装缶のへこみや亀裂が認められた。 ○バッテリーの保護回路基板及びその他の電池セルに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は中古品であり、事故発生以前の詳細な使用状況は不明である。 ●当該製品は、バッテリー内蔵のリチウムイオン電池セルが内部短絡して異常発熱し、出火 したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因 の特定には至らなかった。	

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
A201900515 令和1年8月14日(埼玉県) 令和1年9月25日	電気こんろ	C-SBE102-100	サンウエーブ工業株式会社 (現 株式会社LIXILサンウエーブ製作所)	(火災) 事業所で当該製品の上に置いていた可燃物を溶融し、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品天面のヒーター上に置かれた電気湯沸器が焼損し、当該製品はヒーターを中心に焼損した状態であった。 ○事故発生時、当該製品の主電源スイッチはオン状態であったが、操作パネルのヒータースイッチが操作されていたか否かは不明である。 ○電源基板のヒューズは切れ、ヒーター出力制御用トライアックは短絡故障していたが、焼損は認められなかった。 ○電源基板及び基板上の各部品に焼損は認められなかった。 ○取扱説明書には「トッププレート周囲に燃えやすいものを近づけない。」旨、記載されている。 ●当該製品のトライアックが短絡故障したためヒーターが通電状態となり、ヒーター上に置かれていた可燃物が焼損したものと推定されるが、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201900529「電気湯沸器」 (資料5-9番)と同一事故
A201900519 令和1年7月14日(岡山県) 令和1年9月26日	照明器具(クリップライト)	マイクロン	ゼンスイ株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源コードはソケットの口出部周辺の被覆及びコードプロテクターが焼損し、口出し部付近で断線し、溶融痕が認められた。 ○電源コードの中間スイッチとその周辺の被覆は残存し、電源プラグ樹脂及びその周辺の被覆は焼損していた。 ○当該製品は4段メタルラックの最上段につり下げた状態で取り付けられ、ランプは取り外していたとの申出内容であり、事故発生時、ランプは外れた状態で、ソケットのランプ接続部分にはさすが付着していた。 ○当該製品の近くに設置していた蛍光灯の口金に過熱の痕跡が認められ、樹脂製ソケットは焼失していた。 ●当該製品の電源コードの口出部で断線し溶融痕が認められたが、外部からの延焼の可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201900529 令和1年8月14日(埼玉県) 令和1年9月30日	電気湯沸器	WMJ-22	ピーコック魔法瓶工業株式会社	(火災) 事業所で当該製品を使用中、当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を電気こんろのヒーター上に置いて、湯を沸かしていたところ、当該製品が焼損した。 ○当該製品は底面から背面と側面にかけて外郭樹脂が溶融、焼損していた。 ○電源コードは焼損及び損傷していなかった。 ○当該製品のヒーター、モーター、基板、配線等の電気部品を確認することができなかった。 ●当該製品は電気こんろのヒーターの上に置かれた状態で使用されていたために、ヒーターへの通電によって加熱され、焼損したものと推定されるが、当該製品の電気部品を確認することができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201900515「電気こんろ」 (資料5-7番)と同一事故
A201900568 平成30年10月31日(兵庫県) 令和1年10月8日	ボディシール	LJ-TS-06	株式会社ドゥ・ベスト	(重傷1名) 幼児(4歳)が当該製品を使用したところ、顔に皮膚障害を発症した。	○使用者が当該製品を頬に貼り、3時間後に剥がそうと保護者がクレンジングオイルでこすったところ皮膚障害が発生した。 ○当該製品は、タール色素としてキノリンエローSS(黄204号)、リソールルビンBCA(赤202号)及びブリリアントブルーFCF(青1号)が使用されていた。 ○キノリンエローSS(黄204号)は、厚生労働省が皮膚と接する箇所での使用を禁止している。 ○同等品を分析した結果、アクリル樹脂の原料モノマー、可塑剤、紫外線吸収剤及びタール色素類が検出されたが、キノリンエローSS(黄204号)は検出されなかった。 ○アクリル樹脂の原料モノマーは、一般的に接触皮膚炎の原因になることがある。 ○使用者が幼児のため、製品及び抽出成分でのパッチテストは実施できなかった。 ●当該製品に含有しているアクリル樹脂の原料モノマーによって接触皮膚炎を生じた可能性が考えられるが、製品及び抽出成分でのパッチテストが実施できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
A201900590 平成24年1月21日(京都府) 令和1年10月10日	電動アシスト 自転車	V6L49	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前ブレー キが破損し、前輪に絡まり、 転倒、負傷した。	○当該製品で走行中、前輪のキャリパブレーキの固定ボルトが破損して前輪に絡まり、前輪 がロックするような形で転倒し、負傷したとの使用者の申出内容であった。 ○事故発生後、折損した前輪のキャリパブレーキは廃棄され、他製品のキャリパブレーキに 交換されていた。 ○当該製品の前タイヤ側面は、左右全周にわたってブレーキブロックの接触痕が認められ た。 ○前泥よけ上面にキャリパブレーキとの接触によって付いたと思われる擦れ傷が認められ た。 ●当該製品は、前ブレーキの貫通ボルトが破損してブレーキブロックが前タイヤと干渉したた め、前輪がロックして転倒したものと推定されるが、破損したキャリパブレーキを確認するこ とができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201900595 平成28年9月28日(兵庫県) 令和1年10月10日	電動アシスト 自転車	不明	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、 転倒し、負傷した。	○当該製品で雨上がりの路面がぬれた石畳のようなタイル張りの歩道を左に曲がりなが ら下ったところ、急に操作ができなくなり、左に転倒し、左足首を骨折したとの使用者の申出内 容であった。 ○使用者は、ブレーキを前後両方掛けていたが、事故発生当日は路面がぬれていたため、 主に後ブレーキを掛けていたとの申出内容であった。 ○当該製品のタイヤの呼び径は20インチでタイヤ幅は1-3/8インチであり、一般軽快車と同寸 で、街乗りを想定した一般軽快車向けに設計、採用されており、チューブ内圧を奨励空気圧に したとき、タイヤの接地幅も約20mmであり、顕著な差異は認められなかった。 ○使用者から、「ひょっとしたらぬれ落ち葉の上に乗ったかもしれない。」との証言があつた。 ○当該製品を確認できなかった。 ●使用者が当該製品に乗って、ぬれた石畳のようなタイル張りの下り路面をブレーキを掛け ながら走行中に、タイヤがスリップして転倒したものと考えられるが、当該製品を確認できず、 事故発生時の詳細な状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至ら なかった。	
A201900645 令和1年10月4日(山口県) 令和1年10月18日	照明器具(卓 上型)	BS3171H(三 菱電機照明株 式会社ブラン ド)	クレオ工業株 式会社(三菱 電機照明株式 会社ブランド)	(火災) 学校で当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品の電源プラグはコンセントに接続されていたが、照明は点灯してお らず、部屋は無人であった。 ○当該製品は、樹脂製のベース及びアームの一部が溶融し、焼失していた。 ○電源コード及び内部配線に溶融痕が認められた。 ○インバーター基板は著しく焼損し、一部が焼失しており、大半の部品が脱落して確認できな かった。 ○その他の確認できた部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、製造終了後、28年経過していた。 ●当該製品は、長期使用(28年以上)により、インバーター基板から出火した可能性が考えら れるが、当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があつたことから、製品起因か否かを含 め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201900673 平成26年3月3日(大阪府) 令和1年10月23日	電動アシスト 自転車	NA63LP	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、フレーム が破断し、転倒、負傷した。	○当該製品の破断部は、メインパイプのドライブユニット取付けブラケット(ハンガラグ)付近 で、メインパイプの左右の溶接際を起点として疲労破壊が進展し、破面上部が最終破断部で あつた。 ○当該製品のメインパイプの板厚は、販売時期から2.2mmと考えられた。 ○同型フレームを用い、JIS D 9301に定めるフレームに関する各種試験を行った結果、基準 を満たしていた。 ●当該製品は、メインパイプの溶接部に亀裂が発生し、走行時の繰り返し荷重により亀裂が 進行して破断に至ったものと推定されるが、亀裂が発生した時期及び原因が不明のため、製 品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
A201900713 令和1年9月6日(神奈川県) 令和1年10月29日	扇風機	YLT-C302(株式会社山善ブランド)	株式会社 ミュージーコー ポレーション (株式会社山 善ブランド)	(火災) 当該製品に延長コードを接続 していたところ、当該製品及 び周辺を焼損する火災が発 生した。	○当該製品は、延長コードを介してコンセントに接続され、使用者の留守中に焼損し、帰宅時には自然鎮火していたが、当該製品以外に出火源はなかった。 ○当該製品の焼損は著しく、原形をとどめていなかった。 ○電源コードは、張力、曲げ等の力が本体底部の電源コード保持部に直接加わる構造で、保持部を含む2か所で断線し、先端に溶融痕が認められた。 ○切替スイッチの焼損は著しく、未回収部分があり、細部を確認できなかった。 ○モーター、コンデンサー等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、事故発生の前日に切替スイッチでは停止できなくなっていたため、使用者はタイマースイッチを「切」の位置にして停止させた。 ○当該製品を複数の部屋に持ち運んで使用していた。 ●当該製品の電源コードの断線箇所、又は切替スイッチから出火した可能性が考えられるが、事故発生時の状況や詳細な使用状況が不明であり、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201900734 平成23年2月5日(神奈川県) 令和1年10月30日	電動アシスト 自転車	A63SL	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、フレーム が破断し、転倒、顔を負傷し た。	○当該製品は、メインパイプのドライブユニット取付けブラケット(ハンガラグ)付近で、メインパイプの左右の溶接際を起点として破断していた。 ○当該製品のメインパイプの板厚は図面通りの2.2mmであり、表面硬度は管理規格範囲内であった。 ○同型フレームを用いたBAA基準のペダル踏力を想定した耐久試験では、規格回数である10万回を満たしていた。 ●当該製品は、メインパイプの溶接部に亀裂が発生し、走行時の繰り返し荷重により亀裂が進行して破断に至ったものと推定されるが、亀裂が発生した時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201900765 平成28年3月18日(大阪府) 令和1年11月6日	電動アシスト 自転車	A6L7	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、フレーム が破断し、転倒、負傷した。	○当該製品の破断部は、メインパイプのドライブユニット取付けブラケット(ハンガラグ)付近で、メインパイプの左右の溶接際を起点として疲労破壊が進展し、破面上部が最終破断部であった。 ○当該型式品のメインパイプの板厚は、2.2mmであった。 ○同型フレームを用い、JIS D 9301に定めるフレームに関する各種試験を行った結果、基準を満たしていた。 ●当該製品は、メインパイプの溶接部に亀裂が発生し、走行時の繰り返し荷重により亀裂が進行して破断に至ったものと推定されるが、亀裂が発生した時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201900807 令和1年9月11日(山口県) 令和1年11月15日	携帯電話機 (スマートフォン)	SC-04F(株式 会社NTTドコ モブランド)	サムスン電子 ジャパン株式 会社(株式会 社NTTドコモ ブランド)	(火災) 当該製品を充電中、建物を全 焼する火災が発生した。	○当該製品は、充電状態で置かれていた。 ○当該製品の焼損は著しく、基板上の部品、バッテリーの保護基板が確認できなかった。 ○バッテリー内のアルミ製外装缶角形リチウムイオン電池セルは著しく焼損し、膨張してガス排出弁が開いていた。 ○電池セル内部は、正極板及びセパレーター等は焼損して焼失又は炭化しており、負極板は焼損、炭化していた。 ●当該製品はバッテリー内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
A201900926 令和1年11月26日(東京都) 令和1年12月12日	電子レンジ	NE-T151	パナソニック 株式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○当該製品を使用から約20分後に、事故が発生した。 ○当該製品の外観及び庫内に焼損等の異常は認められなかった。 ○制御基板部品面のノイズフィルター用フィルムコンデンサーが焼損し、電極体が噴き出し、周囲の部品及び基板表面が焼損していたが、はんだ面は焼損していなかった。 ○制御基板以外のインバーター基板等の電気部品に焼損は認められなかった。 ○当該製品は製造から11年経過していた。 ○当該製品の背面はほぼ密着し、上面及び左右の側面も取扱説明書に記載された離隔距離を満たさない状態で設置されていた。 ○取扱説明書には、「吸気口や排気口をふさがない。」及び「壁などとの間はあける。」旨、記載されている。 ●当該製品は、制御基板上のノイズフィルター用フィルムコンデンサーの絶縁性能が低下して異常発熱し、焼損に至ったものと推定されるが、絶縁性能の低下の原因が長期使用によるものか、設置状況の影響によるものかが不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201901011 令和1年12月20日(茨城県) 令和2年1月15日	エアコン	CS-F280C	パナソニック 株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	○別室にいた従業員が異音に気付く、当該製品を設置している居室を確認したところ、当該製品の両脇から炎が出ていた。 ○事故発生時、当該製品は運転停止中で、電源プラグは延長コードを介してコンセントに接続されていた。 ○当該製品の焼損は著しく、据付板、ファンモーター、熱交換器の銅管及び配線の一部が残存していた。 ○制御基板、ルーバーモーター、内部配線等のその他の電気部品は確認できなかった。 ○配線の一部の芯線に熔融痕が認められたが、当該製品のものか確認できなかった。 ●当該製品の残存する部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、ファンモーター及び配線の一部を除く電気部品が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201901023 令和2年1月4日(兵庫県) 令和2年1月16日	電動アシスト 自転車	BE-EPX63	パナソニック サイクルテック 株式会社	(火災) 当該製品のバッテリーを充電 中、当該製品の充電器の電 源プラグ部及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品の充電器の電源プラグは、栓刃部分が壁コンセントに残り、コードプロテクター部分と分離した状態で焼損していた。 ○栓刃カシメ部は大部分が焼失していたが、カシメ部先端には電源コードの芯線が残っていた。 ○プラグ樹脂は片方の栓刃側で表面が炭化していた。 ○使用者は、充電するたびに電源コードを充電器本体に巻き付けており、電源コードは充電器の口出部から電源プラグにかけて30回転以上ねじれていた。 ○コードプロテクター内部の電源コード芯線にねじれや屈曲等は認められなかった。 ●当該製品の充電器は、電源プラグの栓刃カシメ部が異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、栓刃カシメ部が焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
A201901087 令和1年11月5日(鹿児島県) 令和2年1月29日	ポータブルDV Dプレイヤー	DB-PW1055X	ダイニチ電子 株式会社	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品はバッテリーを内蔵する液晶画面付きのDVDプレイヤーであり、本体にACアダプター又は車載用シガーソケットアダプターを接続して充電する製品である。 ○当該製品は、家電量販店店舗にてACアダプターが接続された状態で約3年間展示されていた可能性がある。 ○当該製品本体内部のバッテリー付近が、著しく焼損していた。 ○バッテリー内のリチウムイオン電池セルは著しく焼損し、内部電極の大部分が焼失していた。 ○当該製品本体は、基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事業者は、ACアダプターを常時接続したまま使用するとバッテリーが劣化するおそれがあるとして、2018年11月に販売店に対し展示品の電源を抜く旨、注意喚起を実施している。 ●当該製品のバッテリー内のリチウムイオン電池セルで異常発熱が生じ、出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201901150 平成30年10月21日(静岡県) 令和2年2月13日	電子式冷蔵庫 (米びつ用)	RCR-131W	エムケー精工 株式会社	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○事故発生時、当該製品の置かれた納戸付近から出火しており、当該製品は焼損が著しく、樹脂製部品はすべて焼失し、金属製外郭及びヒートシンク等の内部部品に焼損が認められた。 ○電源コードの断線部先端に溶融痕が認められた。 ○当該製品の電源コード、制御基板、ファンモーター等、その他の電気部品の詳細は確認できなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、一部の部品の詳細な状態が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201901187 令和2年2月11日(滋賀県) 令和2年3月2日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BSL36A18	工機ホールディングス株式会社	(火災) 車両内で当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品が接続されたハンマードリルを使用した後、車内の後部座席に当該製品単体を放置し、その場を離れたところ、約2時間後に当該製品付近が焼損していることを確認した。 ○当該製品は全体的に著しく焼損しており、外郭樹脂の大部分が焼失し、内部の円筒形リチウムイオン電池セルは一部散乱していた。 ○制御回路基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○搭載された10個全ての電池セルで電極体の焼損が認められ、そのうちの2個は電極体が焼失していた。 ○電極体が焼失していた2個の電池セルのうちの1個は、外装缶底面の縁にへこみが認められた。 ○使用者は、事故発生以前に当該製品を乱暴に扱ったことはないが、落下衝撃等の外力が当該製品に加わった可能性は否定できないとの申出内容であった。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201901193 令和2年1月22日(静岡県) 令和2年3月3日	エアコン	MSZ-GV281	三菱電機株式会社	(火災) 当該製品及び建物2棟を全焼、1棟を部分焼する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部品は全て焼失していた。 ○電源基板及び端子台基板は、実装部品の大部分が脱落していたが、穴空きや局所的な焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○内外連絡線の接続用端子台は、端子及び連絡線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーターに、コネクター端子の溶融等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源プラグ及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ○内部配線、制御基板及びルーバモーターは、焼失して確認できなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
A201901196 令和2年1月20日(兵庫県) 令和2年3月3日	延長コード	E-DCT-7	株式会社ラ ティノ	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○当該製品のタップ部に電気ストーブを接続し、数分間電気ストーブを使用したところ、タップ部が焼損した。 ○当該製品は、電気ストーブが接続されていた差込口が焼損し、付近の樹脂製外郭が溶融していたが、電源コード、電源プラグ等のその他の電気部品に焼損は認められなかった。 ○タップ部は片極側の焼損が著しく、片極側の刃受金具は、異極側の刃受金具よりも刃受けの間隔が広がっていた。 ○電気ストーブの電源プラグは、栓刃が2本とも焼損しており、片極側の栓刃は痩せ細り、表面はめっきがはがれ、黒く荒れていたが、異極側の栓刃はめっきが残存していた。 ○電気ストーブの型式等の詳細は不明であった。 ●当該製品は、電源プラグの栓刃と刃受金具で接触不良が生じたため、異常発熱し焼損したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201901201 令和2年2月20日(秋田県) 令和2年3月4日	温水洗浄便座	QW-302PI-H (株式会社クラ シアンブラン ド)	株式会社Det o(株式会社ク ラシアンブラン ド)	(火災) 遊技施設で当該製品を焼損 し、周辺を汚損する火災が発 生した。	○本体から便座ユニット及び便ふたにかけて焼損していた。 ○本体はカバーが焼失し、メイン基板周辺の焼損が著しかった。 ○便座ユニット及び便ふたは本体メイン基板取付け側の焼損が著しく、一部焼失していた。 ○メイン基板の焼損は著しいが、基板は原型をとどめており、部品に破損や短絡は認められなかった。 ○電源コード及びメイン基板への接続コネクタに異常は認められなかった。 ○その他残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201901228 令和2年2月25日(神奈川県) 令和2年3月16日	電気ストーブ	ES-K710(W)- S	株式会社千住	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は、取り外し可能な台座が外されて上下を逆にして床に置かれ、その上に本体を乗せ、本体を背後の壁に立てかけた状態で使用していたところ、当該製品が転倒して、当該製品及び周辺を焼損した。 ○当該製品は、本体の前面、樹脂製の背面、及び台座の一部が焼損した。 ○ヒーター、転倒時オフスイッチ、内部配線、及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ○転倒時オフスイッチ内部の可動ばねが変形し、可動接点と固定接点が開かなくなっていたが、当該製品を確認できず、可動接点及び固定接点の表面の詳細な状態は確認できなかった。 ○当該製品は2シーズン前にリサイクルショップで購入されたもので、それ以前の使用状況については確認できなかった。 ●当該製品の本体と台座は、使用前に取り付けるものであるが、これらの取り付けが不十分で不安定な状態であったため、転倒時オフスイッチが頻繁にオンオフし接点が溶着したこと、で、転倒した際にスイッチが作動せず焼損した可能性が考えられるが、スイッチの詳細が確認できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
A201901232 令和2年1月8日(奈良県) 令和2年3月17日	投げ込み式湯 沸器	P05F06G	株式会社パ ア グ	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○使用者は、当該製品の電源プラグをコンセントに接続した状態で脱衣所に放置していたところ、当該製品から火が出ていたため、水を掛けて消火した。 ○当該製品はインターネットオークションで購入されたもので、使用者宅に配送されたその日に事故が発生した。 ○当該製品の電源スイッチはオンになっており、空だき防止用リミットスイッチにはさび付きのような多量の異物の付着が認められ、リミットスイッチは常時オンになる状態であった。 ○リミットスイッチに付着していた異物は確認できず、詳細は確認できなかった。 ○リミットスイッチは、密閉されたターミナルボックス内に取り付けられており、使用者が清掃できる構造ではなかった。 ○ヒーター、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書は当該製品に同梱されており、「出火に至るおそれがあるため、水中での使用時以外は電源スイッチを入れない。」旨、記載されていた。 ●当該製品は、空だき防止用リミットスイッチに異物が付着していたため、空だきした際にリミットスイッチがオフにならず、ヒーターへの通電が継続されて異常発熱し、焼損したものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況及びリミットスイッチに異物が付着した原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201901245 令和1年12月7日(和歌山県) 令和2年3月23日	電気蓄熱式湯 たんぼ	EW-1544HJ	スリーアップ株 式会社	(重傷1名) 当該製品を使用して就寝中、 当該製品が破裂し、臀部に火 傷を負った。	○使用者は、蓄熱中の当該製品を臀部付近に置き、布団に入って寝ていたところ、当該製品が破裂した。 ○当該製品は、樹脂製本体に蓄熱剤である弱塩化ナトリウム水溶液が入った構造で、蓄熱剤に通電して発熱する製品であった。 ○当該製品は本体の縁の縫合部分が破れていた。 ○当該製品は廃棄されていたため、詳細が確認できなかった。 ○本体の警告表示及び取扱説明書には、「液漏れ、異常な膨れ、破裂等のおそれがあるため、蓄熱中に使用しない、布団の中で蓄熱しない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、布団の中で蓄熱中に使用されたため、破裂した際に高温の液体が漏れて、火傷を負ったものと考えられるが、当該製品が確認できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201901248 令和2年1月30日(神奈川県) 令和2年3月24日	扉(クローゼッ ト用折戸)	クロゼットドア おりど	不二ロール工 機株式会社 (現窓口 不 二サッシ株式 会社)	(重傷1名) 幼児(5歳)が当該製品で右手 指を負傷した。	○当該製品が設置された廊下を走っていたところ、当該製品のガラの隙間に使用者(幼児)の指が挟まり、右手第5指を切断した。 ○当該製品には計84個のガラの隙間があるが、どこの隙間に指が挟まったのかは不明であった。 ○製造事業者が会社清算しており、技術資料を入手することができなかった。 ○ガラリ上板のエッジをUL-1439に基づくシャープエッジテスターで確認したが、消費者の指を傷つける恐れのあるバリ等の異常は認められなかった。 ○当該製品のガラの隙間は3.5mmであり、試験指(直径7mm)を入れたところ、軽い力で差し込むことができた。 ○同等品及び類似品3種類のガラの隙間は1mm、1.3mm、1.5mm、2.5mmであった。 ○当該製品、同等品及び類似品3種類のガラの隙間の下板中央に6.7Nの力を掛けたとところ、それぞれ6.5mm(通常比+86%)、1.5mm(通常比+50%)、1.6mm(通常比+23%)、1.8mm(通常比+20%)、2.7mm(通常比+8%)に広がった。 ○類似品3種にさらに大きな荷重(50N以上)を掛けても、隙間の大きさは5mm未満であった。 ●当該製品のガラの隙間は、小さい荷重で押すと幼児の指が入る構造であったため、幼児の指がガラの隙間に挟まり切断したものと推定されるが、当該製品の設計仕様が不明であること及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
A201901265 令和2年3月15日(京都府) 令和2年3月27日	エアコン(室外機)	AU-K22EXY	シャープ株式会社	(火災) 異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○使用者の就寝中、運転していない当該製品付近から出火した。 ○当該製品は樹脂製の外郭、ファン及びファンカバーが焼失していた。 ○熱交換器のアルミフィンの大半が焼失していた。 ○電装ボックス内部の制御基板は、電流ヒューズは切れていなかったが、一部が焼失していた。 ○ファンモーター、リアクター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A201901269 令和2年2月28日(和歌山県) 令和2年3月30日	電子レンジ	JM-17E	ハイアール ジャパンセー ルス株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、樹脂製消毒ケースに入れた樹脂製哺乳瓶を当該製品で加熱し、ふだんの加熱時間が過ぎたところで、当該製品の庫内を確認せずに外出した。 ○使用者が帰宅した際、住宅用火災警報器が鳴動しており、当該製品及びその付近が焼損していた。 ○当該製品は全体的に焼損しており、ドアは焼け落ちて、加熱していた哺乳瓶も床に落ちていた。 ○庫内の焼損は著しく、底面には白い熔融物が一面に残存していた。 ○タイマーユニットは焼損が著しく、動作確認ができなかった。 ○制御基板、マグネトロン等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者の供述から、消毒ケースを加熱する検証実験が行われたが、出火に至る兆候は認められなかった。 ●当該製品は、哺乳瓶の消毒ケースが長時間加熱されたため、出火に至ったものと考えられるが、事故発生時の状況が不明で、タイマーユニットの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A202000012 令和2年3月24日(東京都) 令和2年4月6日	電気冷凍庫	DF-300D7	株式会社ダイレイ	(火災) 飲食店で当該製品から発煙する火災が発生した。	○当該製品の外観に焼損は認められなかったが、機械室が焼損していた。 ○機械室の通風口の一部が破損した状態で使用されていた。 ○通風口の破損箇所の近傍にある温度調節器は、AC230Vが印加された電源基板の電源入力端子の基板はんだ付け部に熔融痕が生じていたほか、圧縮機用電源端子の1個が溶断して嵌合部が欠損する等して著しく焼損していた。 ○電源基板は、焼損した端子のはんだ付け部周辺を中心に銅箔パターンが焼失していた。 ○当該製品は飲食店の厨房に設置されており、毎日、水及び洗剤を使用して周囲の床を清掃していた。 ○取扱説明書には、「製品に直接水をかけたり、水を使って洗ったりすると、ショート、感電又は火災の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品は、温度調節器の電源基板差込み端子部付近で異常発熱し、出火したものと推定されるが、端子部周辺の焼損は著しく、異常発熱の原因が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
A202000040 令和2年3月13日(大阪府) 令和2年4月14日	電子レンジ	NE-M600	松下住設機器 株式会社(現 パナソニック 株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	○当該製品は、磁石が組み込まれた底面ブーリーがファンモーターの回転に伴って回転し、ベルトを介して連動することで、同様に磁石が組み込まれた回転台が底面ブーリーからの磁力を受けて回転する構造であった。 ○使用者は、当該製品で冷凍ごはんをレンジ加熱してから約1分後に焦げ臭いにおいがしたため、当該製品を確認したところ、底面に炎が見えた。 ○庫内の回転台は、裏面の磁石収納部表面及びローラーにスパーク痕が認められ、ローラーの一部は破損してなくなっていた。 ○底面ブーリーは焼損しており、組み込まれていた磁石は脱落していた。 ○底面ブーリーを回転させるためのベルトは破断していた。 ○マグネトロン、高圧トランス、操作パネルの電源スイッチ等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○庫内に著しい食品カス等の付着は認められず、加熱していた冷凍ごはんも焼損は認められなかった。 ○当該製品の使用中、回転台が回転していなかった可能性があるとの申出内容であった。 ●当該製品は、回転台と連動するベルトが破断し、回転台のローラーが破損したため、レンジ加熱中に回転台が傾斜して停止し、回転台と庫内底面との間でマイクロ波が集中してスパークが生じ、出火に至ったものと推定されるが、ベルト及びローラーが破損した時期が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A202000062 令和2年2月7日(千葉県) 令和2年4月21日	ノートパソコン	15-af154AU ALL	株式会社日本 HP	(火災) 異臭がしたため確認すると、 当該製品を焼損する火災が 発生していた。	○事故発生時、当該製品の電源は入っておらず、ACアダプターは接続された状態であった。 ○当該製品の確認ができず、詳細な調査はできなかった。 ●当該製品の確認ができず、焼損状況が不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
A202000073 令和2年3月11日(神奈川県) 令和2年4月23日	自転車	19KT7009ED	コーナン商事 株式会社	(重傷1名) 子供(12歳)が当該製品で走 行中、前ブレーキを掛けたと ころ、ブレーキレバーが破損 し、転倒、右手を負傷した。	○当該製品で走行中、前ブレーキを掛けたところ、前ブレーキのブラケットが折れ、前輪に絡んだため転倒し、右手を負傷したとの申出内容であった。 ○右グリップ、左前ホーク足外側、右ペダル、サドル右後方、ディレーラガード、後ブレーキレバー端部及び左ハブキャップに傷が認められた。 ○前輪のスポーク、右前ホーク足の内側及びディレーラワイヤの被覆に傷が認められ、前ブレーキ本体のブレーキワイヤ取付部に変形が認められた。 ○前輪のスポーク及び左右の前ホーク足に変形は認められなかったが、前輪にJIS D 9301「一般用自転車」で規定される横振れ(最大値1mm)よりも大きい約4mmの横振れが認められた。 ○前ブレーキレバーはブラケットの鉤(かぎ)状部で破断していたが、レバーに傷等は認められなかった。 ○ハンドルを右側に大きく回転させると前ブレーキレバーが上パイプ右側にある傷の位置と接触し、ハンドルを50度以上回転させた状態で車体を回転方向と反対方向へ転倒させるとブレーキレバーと上パイプが接触することが認められた。 ○同等品を用いて、BAA基準を準用し、ブレーキレバーの転倒強度及び手動ブレーキのブレーキ強度を試験した結果、ブレーキレバーに変形や折損等は認められなかった。 ●当該製品は、事故発生以前の転倒等により、前ブレーキレバーと上パイプが接触した衝撃で前ブレーキブラケットの強度が低下し、事故発生時にレバーを握ったことにより最終的に破断したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
A202000136 令和2年5月18日(愛知県) 令和2年6月1日	電動アシスト 自転車	A6R82	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、 前輪がロックし、転倒、負傷し た。	○事故発生直後の当該製品は、前ブレーキが車体から外れ、前泥よけが前輪に巻き込まれて いたとの申出内容であった。 ○当該製品は、前ホークが後方に変形し、前輪のスポーク1本及び前泥よけステーが変形し ていた。 ○前ブレーキ(キャリパブレーキ)は、固定用の貫通ボルトが破断して本体から外れており、破 断面は疲労破壊であったが、貫通ボルトの軸部分は未回収で確認できなかった。 ○ハンドルロックのケースは破損していたが、内部のロックレバーは、無償点検、改修の一時的 措置により、7か月前に取り外され、ハンドルがロックしないようになっていた。 ●当該製品は、前ブレーキを固定している貫通ボルトに緩みがあったため、制動時に加わる 応力で貫通ボルトが破断し、外れた前ブレーキを前輪に巻き込んだため事故に至ったものと 推定されるが、貫通ボルトが緩んだ原因及び時期が不明のため、製品起因か否かを含め、事 故原因の特定には至らなかった。	
A202000200 令和1年11月24日(滋賀県) 令和2年6月26日	自転車	KBT7S7	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪が ロックし、転倒、負傷した。	○使用者は、当該製品で走行中に突然前輪がロックし、一回転して負傷したとの申出内容で あった。 ○当該製品は、事故発生後に使用者により修理されており、事故発生時の状態が保存されて いなかった。 ○当該製品は確認できなかった。 ●当該製品を確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含 め、事故原因の特定には至らなかった。	
A202000230 令和2年2月24日(東京都) 令和2年7月7日	マット	キュウチャク モクメマットWH	株式会社ニト リ	(重傷1名) 当該製品が足裏に貼り付き バランスを崩したため、転倒、 胸を負傷した。	○使用者が、フローリング上に当該製品126枚を敷いた2日後、当該製品が右足裏に貼り付い たため、左足で片足立ちになり、荷物を抱えた状態で当該製品を払おうとしたところ、バラン スを崩して転倒し、近くにあった運動器具に胸をぶつけ、肋骨を骨折したとの申出内容であっ た。 ○事故発生時、使用者が素足であったか否かは不明であった。 ○当該製品は、表面がポリ塩化ビニル製で、中材がポリエステル100%の不織布、裏面に吸着 力のあるアクリル樹脂が線状に塗布された幅150mm、奥行き900mmの木目フローリング調の マットであった。 ○使用者の足裏に貼り付いた当該製品は、使用者によって切断加工された状態で敷かれて おり、寸法は幅150mm、奥行き300mmであった。 ○当該製品をフローリング上に敷き、素足での通常歩行及び踏みつけ動作を行っても足裏に 貼り付くことはなかった。 ●当該製品は、フローリングへの接着力が低かったため、当該製品が使用者の足裏に貼り付 き、当該製品を払おうとして片足立ちになったことでバランスを崩して転倒した可能性が考え られるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特 定には至らなかった。	
A202000298 令和2年6月29日(岐阜県) 令和2年7月29日	自転車	ABL75	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 子供(12歳)が当該製品で走 行中、自動車に衝突し、転 倒、負傷した。	○使用者が一時停止のない交差点を右折する際、直進する自動車と衝突し、負傷したとの申 出内容であった。 ○事故発生時の詳細な状況は不明であるが、自動車の運転手は、前方不注意を認めてい る。 ○当該製品は全損により使用者の保護者が廃棄しており、確認できなかった。 ●当該製品を確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含 め、事故原因の特定には至らなかった。	

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
A202000340 平成21年6月27日(愛知県) 令和2年8月7日	電動アシスト 自転車	A4L7	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、 ブレーキを掛けたところ、転倒 し、負傷した。	○使用者が下り坂を走行中、速度が速いため、ブレーキを掛けてスピードを緩めようとしたとき、当該製品から投げ出され、負傷したとの申出内容であった。 ○当該製品は、ハンドルロックのケースに破損がある場合、ハンドルがロックする恐れがあることから、リコールされている製品であった。 ○当該製品は、事故発生後に自転車店で点検し、その後も使用されていた。 ○当該製品は、使用者が廃棄しており、確認できなかった。 ●当該製品を確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	